

# ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆

**意義**—本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の

**契約**—(1)この旅行は、当社が企画・実施する旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「当社約款」といいます)を締結することになります。(2)条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定したものはそれも含みます。(以下「最終旅行日程表」

**と契約の成立時期**—(1)当社にて、当社所定の旅行項目を記入のうえ申込金を添えてお申し込みいただき旅行代金をお支払いいただくときに、その一部と。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾しときに成立するものといたします。(2)当社はクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約ことがあります。この場合、予約の時点では契約、当社らが予約の承諾の旨を通知した日から当社に申込書の提出と申込金の支払が必要です。

健康を害している方、車椅子などの器具をご利用心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギー、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこの場合、お客様からのお申し出に基づき、当社講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担します。

**れるもの**—(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃(航空運賃・バス運賃)・宿泊費、食事代、入場料・入館料・施設利用料・その他諸費用(以下「旅行代金」といいます)・その他(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃(航空運賃・バス運賃)・宿泊費、食事代、入場料・入館料・施設利用料・その他諸費用(以下「旅行代金」といいます)・その他(2)添乗員が同行するコースにおける(3)その他(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃(航空運賃・バス運賃)・宿泊費、食事代、入場料・入館料・施設利用料・その他諸費用(以下「旅行代金」といいます)・その他(4)ご希望のオプション料金(5)運送機関が課す付加運賃(以下「旅行代金」といいます)・その他(6)での交通費・宿泊費

**れないもの**—前項の(1)から(3)のほかは旅行代金。その一部を以下に例示いたします。

金(規定の重量、容量、個数を超える分について)・その他(3)クリーニング代、電報・電話料、その他の追加の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。(4)ご希望のオプション料金(5)運送機関が課す付加運賃(以下「旅行代金」といいます)・その他(6)での交通費・宿泊費

**の変更**—当社は旅行契約締結後であっても、天災、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の運行計画によらない運送サービスの提供その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を確保するため、お客様にあらかじめ速やかなるご説明をさせていただきます。旅行日程、旅行サービスの内容を変更する場合は、緊急の場合において、やむを得ないときとさせていただきます。

**の変更**—当社は旅行契約締結後には、次の場合を

**10、取消料**—(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで(2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。(3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部的変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無 料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあつては10日目)	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

## 11、旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第15項に掲げるものその他の重要なものである場合に限り。b、第8項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。c、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。d、当社がお客様に対し、第2項に記載の最終旅行日程表がある場合で同項に規定する日までににお渡ししなかったとき。e、当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(2)当社の解除権

①お客様が期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a、お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。b、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。c、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。d、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。e、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。f、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得

る損害を被った場合。

## 13、特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中の外來の事故により、その生命、身体に被害を被り死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(2万円~20万円)及び通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害額又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行15万円を上限とします。)を支払います。但しクレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、貯金証書(通帳及び現金支払機能カード)を含みます。他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

**14、お客様の責任**—お客様の故意、過失、法令、行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らなご損害を受けた場合は、お客様は当社の損害に賠償しません。またお客様は、旅行開始後において、契約旅行サービスを提供されたと認識したときは、旅行地での旨を添乗員、スタッフ等もしくは当社に申し出ん。添乗員、スタッフ等がつかないコース、休日理由で当社に連絡がつかない場合には下記へご連絡 TEL080-3551-0319 (泉)

**15、旅程保証**—当社は、当社約款の規定により次の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない旅行参加者の生命または身体の安全確保のためによる変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の30日以内にお客様に支払います。この場合当社は変更の支払いに替えて同等またはそれ以上の物品提供で補償を行うことがあります。尚、当社が旅行1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき1000円未満であるときは変更補償金は支払いません。

**16、国内旅行保険への加入について**—ご旅行中、多額の治療費、移送費等がかかることがあごの場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回る場合があります。これらを担保するため、お客様の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

**17、個人情報の取扱い**—当社は、旅行申込みの際書に記載された個人情報について、お客様との連させていただきます。お客様がお申し込みいただいたサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための内で利用させていただきます。その他、当社は当の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後の提供のお願い、アンケートのお願い等にお客様の個人させていただきます。

**18、旅行条件・旅行代金の基準**—本旅行条件の基準日は平成31年02月28日となります。

☆このご旅行に関し担当者からの説明にご不明なご遠慮なく旅行業務取扱管理者へご質問下さい